

上田市住宅耐震補強事業について

1 補助制度の概要

この制度は、市が派遣した耐震診断士の耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の住宅について補強工事や耐震性を確保するための耐震補強工事及び現地建替え工事を実施する場合、住宅の所有者に対して工事費の一部を補助するものです。

2 対象となる住宅

以下の要件を満たした住宅が対象となります。

□上田市が行っている木造耐震診断士派遣事業において、耐震診断の結果、やや危険または危険（総合評点が 1.0 未満）と診断された住宅増築により、昭和56年6月1日以降の増築部分の補強費用は対象外です。

3 対象となる耐震補強工事等

耐震診断士の耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満の住宅について、耐震補強工事を行い、工事後の総合評点が 0.7 以上かつ工事前の総合評点を上回る耐震補強工事や、対象住宅を除却して現地建替え工事が対象となります。

4 補助金の交付額

補助対象経費*の8割以内。ただし、100万円を限度とします。

【補助金算出例】

100万円（工事費）×0.8＝ 80万円（補助金）

125万円（工事費）×0.8＝100万円（補助金）

※補助対象経費：耐震補強工事または現地建替え工事の工事費に要する費用

なお、補強工事と同時にを行うリフォーム工事にかかる費用は補助対象外です。

この補助金は国と長野県の補助制度を利用しているため、原則として国や長野県の他の補助制度との併用は出来ません。

【補助対象工事】

●基礎の補強

既存コンクリート布基礎等に鉄筋コンクリート布基礎を増し打ちした工事

●土台の取替え・柱の根継ぎ

腐食、蟻害による被害のある部材の取替え工事

●耐力壁の設置

耐力壁の設置及び耐力壁の設置に伴う外壁等の撤去及び復旧工事

●添柱、控え柱の設置

●長野県既存木造住宅耐震化委員会が認めた特殊な工法又は材料を用いたもの

5 その他注意事項

(1) 申請者の件数によっては、次年度以降になる場合がありますのでご了承ください。

（令和2年度は20件程度を予定しております）

(2) 請負業者との契約及び工事着工は、交付決定通知書を受理した後に行ってください。

(3) 補助を受けるには、市税等を完納していることが条件になります。

(4) 必要要件を満たした場合、税控除を受けることができます場合があります。

(5) 工事が完了してから30日又は、補助金の交付決定があった年度の2月末日のいずれか早い日までに工事の実績報告書を提出していただく必要があります。

(6) 補助を受けるには、所得制限があり下表に規定する額の方が対象となります。

給与所得のみの方	その他の方
収入金額 1,442万円以下	所得金額 1,200万円以下

補助金交付の流れ

①耐震診断の 総合評点が 1.0 未満

耐震診断が終了すると、診断結果が耐震診断士から市に報告され、市から、その結果を申込者に通知します。耐震補強工事等の補助を希望される場合は、市役所北庁舎 1 階建築指導課までご相談ください。

②耐震設計・補強工事等の検討

設計者及び施工者は限定しませんので、住宅所有者が選定してください。県に登録されている耐震診断士の方や、耐震診断及び耐震補強設計に詳しい方に依頼することをお勧めします。

③補助金交付の申請

【申請書に必要な書類】

- 上田市住宅耐震補強事業補助金交付申請書
- 耐震補強工事計画書
- 耐震補強工事の見積書
- 評価委員会が耐震補強工事の性能を評価した認定書
- 耐震補強工事対象住宅の現況を表す図面等
- 確認済証の写し【建替えの場合】(建基法第 6 条第 1 項)
- 納税・所得状況調査同意書

④交付決定通知書の受理

請負業者との契約及び工事着工は、交付決定通知書を受領した後に行ってください。

⑤補強工事等の実施

補強工事等が終わりましたら、工事が完了してから 30 日以内又は、補助金交付の決定があった年度の 2 月末日のいずれか早い日までに提出してください。

⑥工事实績報告書の申請

【申請書に必要な書類】

- 上田市住宅耐震補強事業実績報告書
- 請負業者との契約書及び請負業者の発行した領収書
- 耐震補強工事施工箇所並びに補強の内容及び数量を明記した図面
- 各施工箇所における各工事内容ごとの写真
- 設計どおりに施工されたことを確認する建築士の確認書
- 検査済証の写し【建替えの場合】(建基法第 7 条第 5 項)

⑦交付確定通知書の受理

補助金確定通知書の交付を受けた日から 10 日以内に提出してください。

⑧請求書の提出

【申請書に必要な書類】

- 上田市住宅耐震補強事業補助金交付請求書

⑨補助金の受理

請求書で指定された口座に、補助金が振り込まれます。振り込まれるまでに日数を要する場合がありますのでご了承ください。

※ 耐震改修に伴う固定資産税の減額があります。詳しくは税務課土地係・家屋係 Tel23-8240
※ 所得税の住宅耐震改修特別控除があります。詳しくは上田税務署 Tel22-1234

お問合せ先： 建築指導課 指導係 Tel23-5430 担当者 荒木